

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 25 日	
(宛先) 松山市長	
提出者	
住 所 松山市大手町2丁目6-5	
氏 名 一般財団法人永頼会 松山市民病院	
院長 柚木 茂	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 089-943-1151	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	松山市民病院
事業場の所在地	松山市大手町2丁目6-5
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	別紙のとおり
③従業員数	別紙のとおり
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	174.27 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	173.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	174.27 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	174.27 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	173. 00 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	173. 00 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	174. 27 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストの運用による業務の効率化		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書 別紙

一般財団法人 永頼会 松山市民病院

1. 病院の概要

(1) 名 称 一般財団法人 永頼会 松山市民病院
所在地 松山市大手町2丁目6番地5

(2) 目 的 医 療

(3) 病床数 399床

(4) 従業員数 6月1日現在

医 師	93名
看護師	296名
その他	361名
総 数	750名

(5) 連絡先

松山市民病院 用度課

電話番号 089-943-1151 (内線5112)

(6) 事業展望

地域の中核病院として、救急医療及び急性期を中心とする医療を目指す。

2. 計画期間

特別管理（感染性）廃棄物の処理計画期間を以下に定める。

2024年4月1日 から 2025年3月31日

その間に法令等改正があれば計画の見直しを行う。

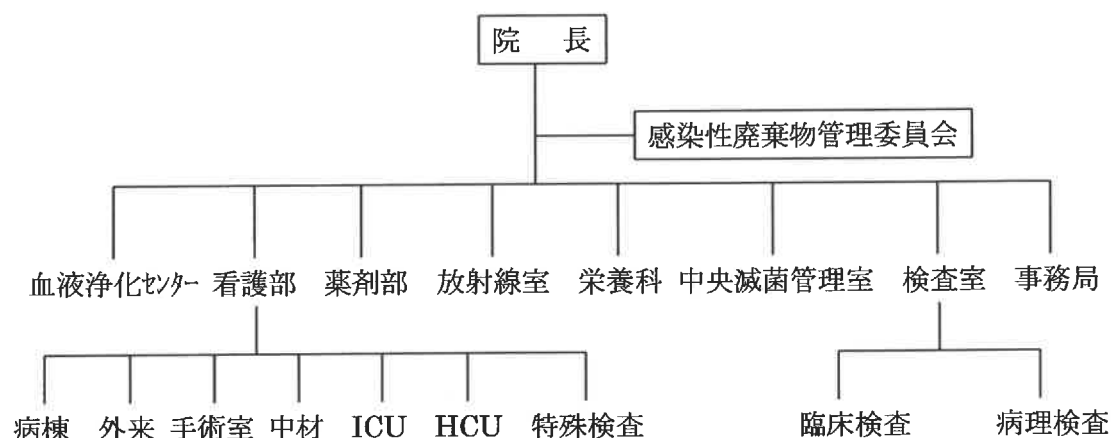
3. 特別管理（感染性）廃棄物の処理に係る管理体制

（1）管理体制

病院内の各部署と連携し、感染性廃棄物処理に対応するための組織（感染性廃棄物管理委員会）を編成する。

（2）責任者及び管理組織

管 理 責 任 者	内 科 部 長		
廃 棄 物	経 理 部 部 長		
事 務 担 当 者	用 度 課 課 長		
廃 棄 物 処 理 責 任 者			
4 N 病棟	師 長	外 来	師 長
5 N "	"	手 術 室	"
6 N "	"	特殊検査部	"
5 S "	"	薬 剤 部	部 長
6 S "	"	検 査	技 師 長
7 S "	"	放 射 線	技 師 長
H C U	"	中央滅菌管理室	室 長
I C U	"	血液浄化センター	師 長



（3）管理方法

感染性廃棄物管理規定を作成し、廃棄物処理について検討する。

（4）教育・研修

発生する感染性廃棄物の種類、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に指導、教育を行う。

○管理組織は廃棄物関係法令等改正がある毎に内容検討の為の研修を行う。

○廃棄物処理責任者は関係官庁の指導方針の周知、徹底の為の研修、教育を行う。

4. 特別管理（感染性）廃棄物の処理に関する事項

（1）基本事項

- ① 特別管理（感染性）廃棄物の適正処理を行うため、関係法令、その他の規則を遵守し、行政の行う環境施策に協力する。
- ② 発生した感染性廃棄物は自ら処理する事を原則とし、処理業者へ委託する場合も、自己責任において収集、運搬から最終処分までを確認の上管理する。
- ③ 廃棄物の削減目標及びその方法等を計画し、定期的に必要な見直しを行う。
- ④ 廃棄物の処理について各部署へ必要な指導を行う。

（2）感染性廃棄物処理の現状

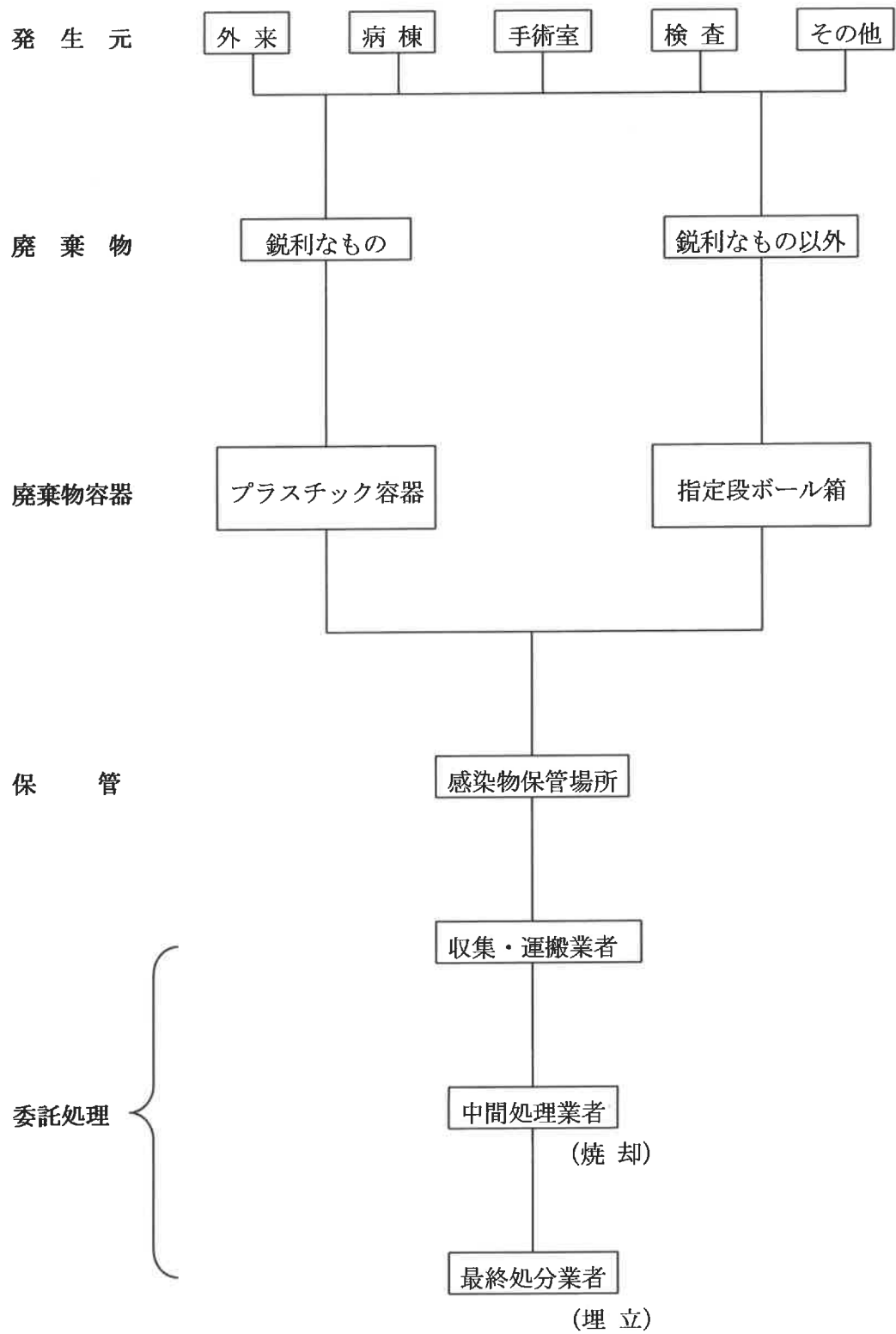
当院から発生する特別管理（感染性）廃棄物は医療行為に伴って発生したもので、年間約 174.27 t が排出されている。院内感染防止の立場より、全てを処理業者へ委託し、焼却処分としている。

（3）感染性廃棄物の種類と区分

医療行為に伴って排出される感染性廃棄物（下表）を鋭利なものとそれ以外のものとに分別し、取り扱いの安全を図る事に務める。

区 分	廃 棄 物 の 種 類
血液等	血液、血清、血漿、体液、血液製剤
血液、体液等が 付着したもの	ガーゼ、綿製品、包帯、綿棒、紙おむつ等衛生材料
血液等が付着した 鋭利なもの	注射針、メス、縫合針、生検針、穿刺針 等
病原微生物に関連した 検査等に用いられた もの	スライドガラス、試験管、シャーレ、尿コップ 便容器、検査に使用した培地 他
その他血液が付着 したもの	OP 用ガウン、シーツ、手袋、キャップ等不織布製品
汚染若しくはこれら が付着した又はその 恐れのあるもので 上記以外のもの	注射器、点滴セット、ドレーンチューブ、排尿チューブ、 輸血セット、尿バッグ等、検査用カテーテル、ワイヤー、 汚染物が付着した廃プラスチック類 等

(4) 感染性廃棄物処理のフローシート



(5) 取組

感染性廃棄物の種類を分析し、処理状況を記録する。マニフェスト伝票の管理を徹底し、委託業者に処理について定期的に確認する。

5. 排出の抑制

近年の環境整備事業からもゴミの減量化に取り組むべき所、院内感染防止による使い捨て商品の利用度が高くなったり、医療行為の件数の増加等により排出抑制を難しくしているのが現状であるが、無駄を無くしたり、ロスを減らしたりの努力による抑制をしているところである。

6. 廃棄物の分別に関する事項

具体的取組 取り扱いの安全を確保する為分別と梱包の徹底を図る。

7. 委託処理の現況

特別管理（感染性）廃棄物は全量処分業者へ委託している。

業の許可区分	業 者 名	許 可 番 号
収集・運搬	松山容器 (株)	愛媛県 03852006320
中間処理	松山容器 (株)	松山市 08970006320
最終処分	オオノ開発 (株)	愛媛県 03842000875

8. 特別管理（感染性）廃棄物の再生利用に関する事項

病院から排出される感染性廃棄物は、感染防止対策の観点から再利用する事を難しくしている。当院においては、廃棄物の減量化につながる製品開発を期待すると共に、採用品の見直しを検討したい。

松山市民病院感染性廃棄物管理規定

第1章 総 則

(1. 1 目 的)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により特別管理廃棄物に指定された、松山市民病院（以下「病院」という。）から排出された感染性廃棄物（人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。）について、その適正な処理を確保するために必要な具体的な手順等を、廃棄物処理法及びそれに基づく政省令等に従い、具体的に解説することにより、感染性廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(1. 2 用語の定義)

第2条 本規定において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「廃棄物」とは、廃棄物処理法で定める、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射線性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- (2) 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他令で定める廃棄物をいう。
- (3) 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして令で定めるものをいう。
- (5) 「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして令で定めるものをいう。
- (6) 「感染性廃棄物」とは、病院から発生し、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。
- (7) 「感染性一般廃棄物」とは、特別管理一般廃棄物である感染性廃棄物をいう。
- (8) 「感染性産業廃棄物」とは、特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物をいう。

(1. 3 適用範囲)

第3条 本規定は、感染性廃棄物について適用する。

- (1) 本規定は、感染性廃棄物の排出者である病院の他、病院内で感染性廃棄物を取り扱う清掃業者、及び感染性廃棄物の処理について病院より委託を受ける収集・運搬業者、処理業者等を対象とする。

(1. 4 感染性廃棄物の範囲)

第4条 感染性廃棄物とは、病院から発生する廃棄物で、

- (1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）並びに血液製剤（以下「血液等」という。）
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験・検査に用いられたもの
- (5) その他血液等が付着したもの
- (6) 感染症新法、結核予防法その他の法律（以下「感染症新法等」という。）に規定されている疾患等により患した患者等から発生したもので感染のおそれがあるもの（以下「汚染物」という。）若しくはこれらが付着した又はそのおそれがあるもので1～5に該当しないものをいう。

第2章 廃棄物処理に関する一般的事項

(2. 1 廃棄物の処理方法)

第5条 病院から発生する全ての廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて処理しなければならない。

(2. 2 廃棄物の処理体制)

第6条 病院は、医療行為等によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- (1) 一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物は、市町村の指示に従って処理するものとする。
- (2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物は、病院が自らの責任の下で、他者に託して処理するものとする。

第3章 医療関係機関における感染性廃棄物の管理

(3.1 感染性廃棄物の管理体制)

第7条 病院の管理者は、施設内で生ずる感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図るものとする。

(3.2 感染性廃棄物の管理に係る基本的事項)

<3.2.1 処理計画>

第8条 病院の管理者は施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努めることとする。また、市町村長から一般廃棄物の減量に関する計画の作成の指示を受けた、又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市長から産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示を受けた場合は、当該処理計画を策定しなければならない。

- (1) 発生状況
- (2) 分別方法
- (3) 施設内の収集・運搬方法
- (4) 滅菌・消毒等の方法（施設内で処理を行う場合に限る。）
- (5) 梱包方法
- (6) 保管方法
- (7) 収集・運搬業者及び処理業者の許可証、委託契約書の写し（業者に委託する場合に限る。）

<3.2.2 管理規定の作成>

第9条 病院の管理者は、施設内における感染性廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規定を作成する。

<3.2.3 処理状況の把握>

第10条 病院の管理者は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理に関する記録の作成及び保存を行うものとする。

第4章 病院の施設内における感染性廃棄物の処理

(4.1 分別)

第11条 感染性廃棄物は他の廃棄物一般と分別して排出するものとする。但し、感染性廃棄物と同時に生ずる他の一般廃棄物を感染性廃棄物と同様の取り扱いをする場合は、この限りでない。

(4. 2 施設内に於ける移動)

第12条 感染性廃棄物の施設内における移動は、移動の途中で内容物が飛散・流出するおそれのない容器で行うものとする。

(4. 3 保 管)

第13条 感染性廃棄物の保管は極力短期間とすること。

第14条 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外が立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管すること。

第15条 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに取扱いの注意事項を記載するものとする。

(4. 4 梱 包)

第16条 感染性廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬することになっているため、収集又は運搬に先立ち、あらかじめ、次のような運搬容器に入れて、密閉するものとする。

- (1) 密閉できる容器を使用すること。
- (2) 収納しやすい容器を使用すること。
- (3) 損傷しにくい容器を使用すること。

(4. 5 表 示)

第17条 感染性廃棄物を収納した運搬容器には、感染性廃棄物である旨表示するものとする。

第5章 感染性廃棄物処理の委託

(5. 1 委託契約)

第18条 病院は、感染性廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結しなければならない。

(5. 2 産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。)の交付等)

第19条 病院は、感染性廃棄物の処理を他人に委託して行う場合、感染性廃棄物を引き渡す際に、廃棄物の種類、量、性状、取扱い方法等を記載したマニフェストを交付するものとする。

第20条 病院は、感染性廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認するものとする。

第6章 処理業者が行う感染性廃棄物の収集・運搬及び保管

(6. 1 収集・運搬及び保管)

第21条 感染性廃棄物の収集・運搬にあたっては、感染性廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。但し、感染性廃棄物と同時に生ずる他の廃棄物を感染性廃棄物と同様の取り扱いをする場合は、この限りでない。

第22条 収集・運搬者は、積替えの場合を除き、感染性廃棄物の保管を行ってはならない。

(6. 2 運搬車両等)

第23条 収集運搬する車両等は、感染性廃棄物の梱包容器が車両より落下し、及び悪臭が漏れるおそれのない構造を有するものとする。

第7章 処理業者等が行う感染性廃棄物の処分

第24条 感染性廃棄物は、焼却施設等によって処分しなければならない。

第25条 焼却施設で感染性廃棄物を焼却する場合、梱包されたままの状態で行うものとする。

第26条 焼却施設は、適切な性能を有する焼却施設を用いて行うとともに、処理施設は適正に維持管理されなければならない。

第27条 焼却等処理後の残渣物は、最終処分場にて埋立処分するものとする。

附 則

平成13年 6月1日施行

平成16年 4月1日改定

平成30年 4月1日改定

令和 2年 6月1日改正

令和 6年 4月1日改正